

全国高校アーチェリー会報

第1号



全国高等学校アーチェリー連盟

1987年4月

目 次

全国高校アーチェリー連盟 会 長 小笠原朋憲	2
昨年の事業報告.....理 事 長 清水 修	3
総務委員長 田中 康彦	4
競技委員長 藪内 徹	5
昨年の事業日程報告	8
日本高校記録	9
強化委員長 嶋守 英敏	10
事務局長 雨宮健次郎	11
全国高校アーチェリー連盟役員	12
評議員名簿一覧	13
61年度決算報告	14
高校加盟校一覧表	15
全国高校連盟規約	23
総務委員会規程	25
競技委員会規程	27
強化委員会規程	28
表 彰 規 程	29
学校加盟個人登録規程	30
高校公認記録規程	32
記録承認申請書	34
大会実施要項に記載すべき内容	35
大会プログラム作成の基準	37
服装規定および解釈について	44
物資幹旋について	47
あ と が き	

会報発刊に寄て

全国高校アーチェリー連盟

会 長 小笠原 朋 憲



全日本アーチェリー連盟 全国高等学校体育連盟のご支援を得て、高校アーチェリーも先輩の方々の努力の重なりの中に歴史を経ながら、一昨年には全国高等学校アーチェリー連盟という組織に発展してきました。

高校アーチェリーも他の高校スポーツと同様に高校生活における学業と一体となって、将来それぞれの社会分野で活躍してゆく若人の成長に寄与する活動です。その活動のなかで培われる人間的成長こそ期待されるものですが、アーチェリー競技は文字通りの競技であり、当然その競技の記録は注目されねばなりません。記録は練習の結果であるから、記録の歴史は高校アーチェリーの日頃の活動の反映と読みとることができます。

全国高校アーチェリー連盟がこれまでに築いてきた基盤の発展的延長の上に発足してから3年目に入り、今回、関係各位の協力のもとにいわば連盟の機関誌としての会報を発刊し、加盟校アーチャーの活動状況をこれまでよりも充実した内容のもとに加盟各校に提供しうるようになることは喜でに堪えません。

そしてまた、この会報が、高校スポーツを通じてより豊かな高校生活の確立を目指して活躍する各校アーチェリー部のきずなを強め、更には若い仲間の友情の輪を広げることにいささかなりとも寄与しうることを期待します。

最後に会報発刊の関係各位のご努力を謝し、今後の発展的継続を心から願ってやみません。

昨年の事業報告（全体評）

全国高等学校アーチェリー連盟

理事長 清 本 修

理事長を、おおせつかってから2年（60年度は、中田前理事長の残任期間）が経過しました。

これを振り返ってみますと、60年度は、体調をくずしさしたるお手伝もできないまま、皆様に大変御迷惑をおかけし、心苦しく感じあらためておわびを申し上げます。

61年度は、まず全米選手権大会ジュニャー選手最終選考会を、大阪府アーチェリー連盟・大阪府高体連アーチェリー専門部のご協力で開催することが出来、大きな意義を持ったと思います。この事業は、全国高校生アーチェリーのレベルアップに大きく貢献するもので、ただ単にトップアーチャーだけでなく、のびざかりの高校生にとって、大きな目標になり、夢をあたえてくれるものです。今後も全日本アーチェリー連盟との関係をよりいっそう密にして、低辺の拡充と強化を進めたいと考えます。

次に、全国高校アーチェリー選手権大会の開催期間を昭和62年度（京都）より3日間の大会開催としたことです。このことは、年々底辺が広がり、参加県数、参加者数が多くなって来た結果です。全国高体連への正式加盟をめざして努力している、我が連盟にとって、非常に喜ぶべき現象であると思いますので、各地方でますます発展するよう協力をお願いいたします。

最後に、今後の課題を上げておきます。

昨年の事業報告及び将来展望

総務委員長

田 中 康 彦

総務委員会の事業は委員会規定に明記してあるように、多種多様にわたっており、同時に各項目とも連盟運営の根幹をなす重要な事業であるがとくに、連盟規約第4条の事業(全国高校選手権大会等の競技会、国際交流並びに海外派遣、競技向上のための指導講習会及び調査・研究など)をはじめ優秀選手・功労者の表彰、機関誌の発行などは、連盟の組織強化と技術の向上を図る上において、特に重要な業務である。しかしながら、余りにも多岐にわたっているため、ややもすると末端まで浸透しないまま、消化不良を起こしている項目もあって、委員会としては、今後の検討課題として真剣に取り組まなければならないと考えている。

なかでも、最近の行動の中から、表彰に関する事項と会報の発行・物資販売の申し込み方法の一部変更について報告します。

◎表彰に関すること

高校生の技術の向上は国内だけにとどまらず、いまや海外の先進国と肩を並べるほど日進月歩の進展をみせている。これは競技会の年間開催がふえたこともあるが、施設の充実指導者の熱意が反映された結果で、それに見合う表彰委員会を早急に発足させ、表彰規定の充実を図らなければならない。

◎会報の発行

昨年までの要覧形式に一部内容を補充、「会報」として競技会などのテキストとして利用できるようオフィシャル化した。年一回発行を予定している。

◎物資の販売

一昨年から物資の幹施を行ってきたが、昨年はズボン・スカートを中心に取扱量が一段と伸び、期日までに届かないなどの不手際があり、深く反省している。本年からは申し込み方法の変更に加え、十分な在庫を確保したい。また、送金は物品受取日から一か月以内に振り込んでいただくようお願いしたい。

事業報告及び将来展望

競技委員長

藪 内 徹

第19回選手権大会・第5回選抜大会の開催実施をはじめとし、昭和61年度、評議委員会への提出議案（競技部関係）の諸事項について、その後の部会内での検討協議の結果をふまえ、下記の通り報告いたします。

内容説明については、本会誌内にも競技委員会規定等として再掲載の部分もありますが、これは全国高等学校への正式加盟をめざす本連盟組織にとり、組織上から早急に統一改善すべき事項を含めた、当面考えられる問題点と諸方針等の連絡事項であります。

今後においては、各加盟校・都道府県の高校関係指導者が同一歩調で、これらの実務処理に組織的な取り組み方を願い、内容充実に力を注ぎたい。

1. 服装規定について

・・・全国大会の開催実施要領に服装規定は表記しない事を決定。

(理 由) ①大会開催経緯年数(20年)、②高校生最高權威の大会に、詳細な記載は競技者・大会関係者や指導者の見識を問われる。

(対 策) 基準および解釈の詳細を会報誌に掲載し、全国的に統一基準をもって普及浸透を図る。全加盟校ともに、今後は基準に沿った指導によって府県・地域格差の内部解消に努められたい。

(処 置) 弓具検査は、その可否のみを裁定し、違反者には失格宣言を通告する。

詳細は、[服装規定の基準と統一解釈]の項を参照されたい。

2. 記録の処理について

・・・新記録・十傑の記録収集処理・発表方法を全面改正する。

(新記録) ① 申請方法は従来通り、主管協会 全日ア連(大会後1カ月以内)

② 申請書①の(写)を受領し高校連盟へ送付(照合確認の為)

競技部副委員長 水野慎一郎(愛工大名電高)宛

③ (写): 申請書送り状、申請書等の関係書類。

- (競技記録) ① コンピューター処理で年間記録を完全収録。(全加盟高・会員)
- ② 結晶記録(年間最高記録)を印刷・発表。(有料販売)
- シングル・ハーフラウンド競技の団体・個人記録を収録保存。
- ③ ①入力・整理上より学校指定番号・個人登録番号の確認と記載履行。
- ④ そのつど各大会の全記録を1カ月以内に送付。

(①の入力処理量を分散するため、協力願いたい。)

競技部副委員長 水野慎一郎(愛工大名電高)宛

- ⑤ 上記① ④により一位～最終位までランク付し上位を表彰。

* この方式以外では、記録の収集・発表はしない。

* 記録報告専任者(年間同一人)の決定。(照合・確認処理上)

* 本部会委員長宛に上記の届:学校名、同住所、電話番号、姓名

(5月末日・専任者宛に記録報告用紙配付)

3. 全国大会の競技日程・実施要領等の変更について

(選手権大会)

・・・大会参加校・人員数の増加にともなう競技会運営上の観点から、第20回大会より男女別に競技日を分けて実施する。

- ① 第1日目・・・公式練習・(*開会式)

- ② 第2日目・・・(*開会式)女子:団体・個人戦

- ③ 第3日目・・・男子:団体・個人戦、表彰式

* 開会式の実施(2・3日目)は、開催地の意向により決定。

* 従来通り、開・閉会式の参加を義務づける。

* 第2日目にも練習会場を開設する。(第3日目競技者の為)

- ④ 全ての申込方法を「簡易書留」に指定、他の方法は受付ない。

(選抜大会)

・・・推薦方法等に関する事項を一部改正する。

- ① 不均衡是正の為、府県別推薦人員を男女別各1名に制限。

- ② 強化部指定選手には、自動的に出場権利を与える。

- ③ 推薦書に記載の得点記録樹立大会名・年月日を付記する。

- ④ ③大会実施要領・成績一覧表を推薦書に添付する。
- ⑤ 立順組合せは、予選会・推薦書記載記録の上位から組合せる。
- ⑥ 近い将来には、出場権・出場枠を変更する予定。
 - ア. 地域予選会の結果によって出場権を獲得。
 - イ. 地域の会員登録人員による出場人員枠を制定。

4. 専門部会（審判委員会）の設置について

- ・・・審判員養成計画、ルール改正・統一見解の作成処理のため、競技部内に専門部会の設置を含めた検討作業を開始する。

5. 大会実施要項・プログラム作成基準と記載内容・項目等について

- ・・・各都道府県が作成する大会プログラムについて、その記載項目・内容の統一化を図るため作成基準を設けた。可及的速やかな対応を図られたい。
詳細は、[大会実施に記載すべき内容] および [プログラム作成基準] の項を参照されたい。

昭和61年度 事業報告

1. 全国高等学校アーチェリー選手権大会 (第19回)

昭和61年7月26日(土)~27日(日)

沖縄県宜野湾市宜野湾海浜公園多目的広場

団体女子 優勝 札幌啓北商業高等学校 (北海道)

団体男子 優勝 横浜高等学校 (神奈川県)

個人女子 優勝 中 込 恵 子 (山梨・甲府第一高)

個人男子 優勝 蓮 田 秋 二 (東京・東京学園高)

2. 全国高等学校アーチェリー選抜大会 (第5回)

昭和61年3月26日(木)~28日(土)

東京都駒沢公園第一球技場にて行う予定。

女 子 優勝 松 宮 真由美 (福井・丹南高)

男 子 優勝 和 田 和 則 (栃木・馬頭高)

昭和62年度 事業予定

1. 全国高等学校アーチェリー選手権大会 (第20回)

昭和62年7月23日(木)~26日(日)

[申込締切日 昭和62年6月22日(月)必着]

京都府日吉町胡麻総合運動広場にて

[申込方法 簡易書留便に指定する。]

2. 全国高等学校アーチェリー選抜大会 (第6回)

昭和63年3月26日(土)~28日(月)

[申込締切日 昭和63年2月8日(月)必着]

大阪府岸和田市にて

[申込方法 簡易書留便に指定する。]

日本高校記録

(F I T A R O U N D)

1986年12月31日

(男子)

種別	選手名	学校名・府県名	記録	大会名	樹立年月日	会場地名
シングル	枯水将克	岡山理大付高・岡山	1 2 5 2 (290 310 309 343)	全米選手権選考会	86.06.22	大阪・岸和田市
90M	山本祥晃	横浜商・神奈川	2 9 7	第28回全日本選手権	86.11.03	福島・郡山市
70M	松田武文	倉吉農高・鳥取	3 1 4	鳥取県選手権	85.05.11	鳥取・倉吉市
50M	松田武文	倉吉農高・鳥取	3 1 4	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
30M	松田武文	倉吉農高・鳥取	3 4 4	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
ハーフ	山本 博	横浜高・神奈川	6 7 0 (323 347)	第13回高校選手権	80.08.03	滋賀・秦荘町
50M	鎌田芳彰	幕別高・北海道	3 2 5	第41回国民体育大会	86.10.14	山梨・敷島町
30M	田島光浩	愛知高・愛知	3 5 0	第41回国体地区予選	86.08.30	岐阜・関市
ハーフ 団体	田島光浩 655 坂本圭次郎 642 岡村 清 630	愛知高・愛知	1 9 2 7	愛知県高校選手権	86.10.10	愛知・尾張旭市
『参考』 ダブル	松田武文	倉吉農高・鳥取	2 4 5 0 1226 1224	第27回全日本選手権	85.11.09~10	山梨・敷島町

(女子)

種別	選手名	学校名・府県名	記録	大会名	樹立年月日	会場地名
シングル	児玉晶子	米子北高・鳥取	1 2 7 5 (305 323 308 339)	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
70M	村川かおり	札幌啓北商高・北海道	3 0 9	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
60M	児玉晶子	米子北高・鳥取	3 2 3	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
50M	児玉晶子	米子北高・鳥取	3 0 8	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
30M	児玉晶子	米子北高・鳥取	3 4 5	第27回全日本選手権	85.11.09	山梨・敷島町
ハーフ	佐野裕江	富士見高・静岡	6 1 5 (310 341)	第39回国体地区予選	84.08.26	愛知・尾張旭市
50M	佐野裕江	富士見高・静岡	3 1 0	第39回国体地区予選	84.08.26	愛知・尾張旭市
30M	岩波ひろみ	大津商高・滋賀	3 4 3	第38回国体地区予選	83.08.21	奈良・奈良市
ハーフ 団体	岩波ひろみ 627 大木豊子 615 井上順子 609	大津商高・滋賀	1 8 5 1	第22回近畿高校大会	83.09.25	京都・京都市
『参考』 ダブル	児玉晶子	米子北高・鳥取	2 5 3 7 (1275 1262)	第27回全日本選手権	85.11.09~10	山梨・敷島町

全日本アーチェリー連盟

昨年の事業報告及び将来展望

強化委員長

嶋 守 英 敏

昭和61年度の強化委員会の活動としては、福井県での第4回全国高等学校アーチェリー選抜大会上位男女各10名による強化合宿兼第102回全米アーチェリー選手権大会ジュニア選手の記録会の実施、最終選考会を6月に大阪府岸和田市において開催し、男子、枯木、山本、女子、大城、土淵、監督嶋守を決定し、2泊3日の合宿で、渡米のための諸手続きと練習を実施した。

沖縄インターハイ終了3日後の8月1日～13日の日程でオハイオ州・オックスフォードマイアミ大学で開催された、第102回全米アーチェリー選手権大会に参加し、山本第4位(1215点・1151点)・枯木第9位(1162点・1003点)・大城第2位(1227点・1188点)・土淵第5位(1174点・1132点)の好成績を残すことができました。

11月には、強化委員(嶋守・後藤・水上・朝倉・穂苅)が福島において開催されました全日本アーチェリー選手権大会の視察と、昭和62年度全国高校指定選手を次のように決定いたしました。

男子	蓮田 秋二	東京学園高校2年
	小林 敏行	三本木農業高校2年
女子	大城 春野	宜野湾高校2年
	中入 恵子	甲府第一高校1年
	石川あゆみ	甲府第一高校2年
	山下 晶子	徳島鳴門高校2年

今後強化委員会として、高校強化合宿をブロックごとに実施し、高校生アーチャーの普及と意識向上を目指したいと思います。

又、全米アーチェリー選手権等の海外遠征を実施し、高校生の目標を国内だけではなく世界に目標をおけるようにしたいものと考えております。さらに、62年度より実施しました、全国高校指定選手の充実など、全ア連強化部の指導を仰ぎ、強化委員会の活動していきたいと思っております。

昨年の事業報告及び将来展望

事務局長

雨 宮 健次郎

本連盟の組織が現在のような状態になったのは、昭和54年度の全国大会以来で早8年が過ぎました。それ以前は、全国の高校連盟の組織は無く全ア連の前面指導型で年1回の全国大会が行われていました。その中で、当時の全ア連高校部長であった青森県立三本木農業高等学校長の木村好治先生が中心になって、全国高等学校体育連盟への加盟に向かって動きだし、現在は全国高体連準加盟となって7年目を向かえようとしております。

現在各都道府県の高体連に加盟しているのが別紙の通り19都府県で、高校生が活動しているのが35都道府県、又、各地区の高体連に加盟している地区は3地区（関東・近畿・中国の各地区）で、全国高体連への加盟条件が、昭和59年に示された各都道府県の高体連に30以上加盟しているか40以上の県で活動していることが条件となっております。そのようなことで、各道県で高体連に加盟していない県は一日も早く高校部の組織を充実させて、各道県の高体連に加盟申請をして頂きたく思っております。

事務局の主な業務としては

1. 全国高体連への加盟申請。
2. 全国大会関係では全国高体連への共催申請並びに文部省への後援申請。
3. 全国選抜大会関係では文部省への後援申請。
4. その他各種会議等についての連絡および各方面からの高校アーチェリーに関する問い合わせについての応答。

事務局としてお願いしたいことは、事務円滑の為に各都道府県の高等学校の事務連絡者の方の正確な事務処理をお願いしたいこととあります。

全国高等学校ア—チェリ—連盟役員

(昭61～昭62)

役員	地区	氏名	学校名	所在地	電話
会長	関東	小笠原 朋 憲	東京工業高等学校	〒153 東京都目黒区駒場1-35-32	03-467-2131
顧問		木村 好 治	前全国高校部長	〒039-15青森県三戸郡五戸町天満後44の6	0178-62-3223
理事長	中国	清本 修	可部高等学校	〒731-02広島県広島市安佐北区可部町可部159	08266-4-203
副理事長	近畿	藪内 徹	競技◎伊吹高等学校	〒521-02滋賀県坂田郡山東町朝日30-2	0749-55-2350
副理事長	東海	田中 康彦	総務◎愛知高等学校	〒465 愛知県名古屋市中種区	052-721-1521
理事	北海道	朝倉 基夫	強化札幌啓北商業高等学校	〒061-21札幌市中央区宮の森4条8丁目	011-591-2021
	東北	嶋守 英敏	強化◎三本木農業高等学校	〒034 青森県十和田市相坂字清水78	01762-3-5341
	関東	後藤 明彦	強化馬頭高等学校	〒324-06栃木県那須郡那須町馬頭1299-2	02879-2-2009
	”	宮崎 利帳	総務△大宮開成高校	〒330 埼玉県大宮市堀ノ内1-615	0486-41-7161
	”	雨宮健次郎	事務局東京工業高等学校	〒153 東京都目黒区駒場1-35-32	03-467-2131
	”	穂苺美奈子	強化国際基督教大学高等学校	〒184 東京都小金井市東町1-1-1	0422-33-3401
	”	吉成 譲	競技甲府第一高等学校	〒400 山梨県甲府市美咲2-13-44	0552-53-3525
	北信越	吉田 五衛	競技高志高等学校	〒910 福井市御幸2丁目25-8	0776-24-5175
	東海	水上 英彦	強化△富士見高等学校	〒416 静岡県富士見市平垣町1-1	0545-61-0250
	”	水野慎一郎	競技△愛知工大名電高等学校	〒464 愛知県名古屋市千種区若水3-2-12	052-721-0311
	中国	坂本 憲昭	競技久賀高等学校	〒742-23山口県大島郡久賀町4851-2	08207-2-9924
	九州	大塚 敬輔	総務大村工業高等学校	〒856 長崎県大村市森園1605	09575-2-3773
理事監事	北海道	西出 元	監事北海道幕別高等学校	〒089-06北海道中川郡幕別町南町81	0155-54-2159
	関東	戸谷 宏遠	”横浜高等学校	〒236 神奈川県横浜市金沢区富岡510	045-781-3396

◎：委員長 △：副委員長

昭和60年度 全国高等学校ア—チェリ—連盟評議員名簿一覽

(昭61～昭62)

都道府県名	氏 名	学 校 名	都道府県名	氏 名	学 校 名
北海道	野 口 浩	札幌啓成高校	滋 賀	木 本 富 夫	八幡商業高校
青 森	斎 藤 稔	青森山田高校	京 都		
岩 手			大 阪	河 野 真 一	久米田高校
宮 崎	佐 藤 光 彦	仙台工業高校	兵 庫	大 庫 柁 人	須磨ノ浦女高校
秋 田			奈 良	石 谷 純 一	奈良高校
山 形	桜 井 康 一	日大山形高校	和歌山		
福 島			鳥 取	山 根 俊 一	倉吉農業高校
茨 城			島 根		
栃 木	尾 花 賢 美	佐野日大高校	岡 山	豊 福 浩	岡山理大付高校
群 馬	石 渕 隆 久	藤岡北高校	広 島	中 野 宏 道	広島山陽女高校
埼 玉	小 井 義 春	豊岡高校	山 口	山 本 仁 士	下関西高校
千 葉	古 川 陽登美	姉崎高校	香 川		
東 京	小 坂 純 彰	学習院高校	徳 島	坂 東 孝 雄	徳島工業高校
神奈川	若 林 武 正	横浜学園高校	愛 媛		
山 梨	吉 成 謙	甲府第一高校	高 知		
新 潟	坂 西 精 一	長岡工業高校	福 岡		
長 野			佐 賀	長谷川 紘 之	佐賀農芸高校
富 山			長 崎	大 塚 敬 輔	大村工業高校
石 川			熊 本	友 口 勝	有明高校
福 井	小 寺 光 雄	丹南高校	大 分		
静 岡	水 上 英 彦	富士見高校	宮 崎		
愛 知	水 野 慎一郎	愛工大名電高校	鹿 児 島	東 哲 夫	鹿児島純心女高
三 重	小 川 茂 樹	暁高校	沖 縄	島 袋 盛 範	宜野湾高校
岐 阜					

昭和61年度 全国高等学校アチエリ一連盟予算書

昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

A. 一般会計

収入の部

前年度繰越金		26,117円
全ア連よりの補助金		1,150,000円
学 校 登 録 金	200校×1,000円	200,000円
個 人 登 録 金	3,300名×100円	330,000円
受 取 利 息		9,000円
		<hr/>
		1,715,117円

支出の部

大 会 補 助 費		1,050,000円
印 刷 費		150,000円
事 務 消 耗 品 費		20,000円
通 信 費		150,000円
会 議 費		100,000円
特別会計繰越額		200,000円
予 備 費		45,117円
		<hr/>
		1,715,117円

B. 特別会計

前年度繰越金		612,973円
全米選手派遣費		△200,000円
本年度繰入額		200,000円
		<hr/>
次年度繰入額		612,973円

学校登録番号一覧表

(太字都道県名は、高体連加盟)

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
北海道 12校	01H01	道立 札幌 月寒 高	062	札幌市豊平区月寒東1条3丁目	011-851-3111	
	01H02	市立 札幌啓北商業高	061-21	札幌市南区石山1条2丁目15	011-591-2021	
	01H03	道立 小樽 潮陵 高	047	小樽市潮見台2-1-1	0134-22-0754	
	01H04	函館ラサール高	042	函館市日吉町1-12-1	0138-52-0365	
	01H05	道立 室蘭 清水 丘高	051	室蘭市増市町2丁目	0143-23-1221	
	01H06	道立 登 別 南 高	059-03	登別市青葉町42-1	01438-5-8586	
	01H07	道立 旭 川 南 高	071-01	旭川市西神楽町4線6号	0166-65-8770	
	01H08	道立 清 水 高	089-01	上川郡清水町北2西2-2	01566-2-2156	
	01H09	道立 帯 広 三 条 高	080-24	帯広市西23南2	0155-37-5501	
	01H10	道立 帯 広 工 業 高	080	帯広市南町南8線西24-1	0155-48-2680 5650	
	01H11	道立 幕 別 高	089-06	中川郡幕別町南町81	0155-54-2977	
	01H12	道立 札 幌 西 高	064	札幌市中央区宮ノ森4条8丁目	011-611-4401	
	01H13					
	01H14					
青森県 10校	02H01	県立 三本木農業高	034	十和田市相坂字高清水78	0176-23-5341	
	02H02	県立 藤 崎 園 芸 高	038-38	南津軽郡藤崎町藤崎字下袋7-10	0172-75-3332	
	02H03	八戸工業大学第二高	031	八戸市大字妙字大開67	0178-25-4311	
	02H04	県立 む つ 工 業 高	039-51	むつ市文京町22-7	0175-24-2164	
	02H05	八戸工業大学第一高	031	八戸市白銀町右岩淵通り7-10	0178-33-5121	
	02H06	県立 名久井農業高	039-05	三戸郡名川町大字下名久井字下諏訪平1	0178-76-2215	
	02H07	県立 青 森 西 高	030-02	青森市大字新城字平岡226-20	0177-88-0372	
	02H08	県立 青 森 東 高	039-35	青森市原別字遠山13	0177-36-2444	
	02H09	青 森 山 田 高	030	青森市大字原田字板橋23	0177-39-2001	
	02H10	県立 青 森 中 央 高	030	青森市大字浦町字奥野428	0177-39-5135	
	02H11					
	02H12					
岩手県	03H01					
	03H02					
宮城県 2校	04H01	市立 仙 台 工 業 高	983	仙台市東宮城野3-1	022-237-5341	
	04H02	東 陵 高	988	気仙沼市字大峠山1-1	0226-23-3100	
	04H03					
	04H04					
秋田県	05H01					
	05H02					
山形県 2校	06H01	日本大学山形高	990	山形市鳥居ヶ丘4-55	0236-41-6631	
	06H02	天 真 学 園 高	998	酒田市浜田1-3-47	0234-24-2900 22-4733	
	06H03					
	06H04					
福島県	07H01					
	07H02					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
茨木県	08H01					
	08H02					
栃木県 1校	09H01	県立馬頭高	324-06	那須郡馬頭町馬頭1299-2	02879-2-2099	
	09H02					
	09H03					
群馬県 5校	10H01	県立沼田女子高	378	沼田市東倉内町753-3	0278-22-4495	
	11H02	県立藤岡北高	375	藤岡市篠塚90	0274-22-2308	
	10H03	県立沼田高	378	沼田市西原新町1510	0278-23-1313	
	10H04	県立太田高	373	太田市西本町12-1	0276-31-7181	
	10H05	県立蚕糸高	379-01	安中市安中1-2-8	0273-81-0227	
	10H06					
	10H07					
埼玉県 8校	11H01	大宮開成高	330	大宮市堀之内1-615	0486-41-7161	
	11H02	県立豊岡高	358	入間市豊岡1-15-1	0429-62-5216	
	11H03	県立行田高	361	行田市大字長野1320	0485-56-6291	
	11H04	県立所沢中央高	359	所沢市並木8-2	0429-95-6088	
	11H05	春日部共栄高	344	春日部市大字上大増新田213	9487-37-7611	
	11H06	花咲徳栄高	347	加須市大字花崎字江橋519	0480-65-7181	
	11H07	県立上尾橘高	362	上尾市大字平方2187-1	0487-25-3725	
	11H08	県立新座高	352	新座市池田1-1-2	0484-79-5110	
	11H09					
	11H10					
千葉県 10校	12H01	県立京葉高	290	市原市島野222	0436-22-2196	
	12H02	千葉英和高	276	八千代市村上709-1	0474-84-5141	
	12H03	県立津田沼高	275	習志野市秋津5-9-1	0474-51-1177	
	12H04	県立磯辺高	260	千葉市磯辺2-7-1	0472-77-2211	
	12H05	県立松戸矢切高	271	松戸市中矢切字早稲田54	0473-68-4741	
	12H06	県立姉崎高	299-01	市原市姉崎2632	0436-62-0601	
	12H07	県立流山中央高	270-01	流山市大畔275-5	0471-54-3551	
	12H08	県立生浜高	260	千葉市塩田町372	0472-66-4591	
	12H09	県立船橋高	273	船橋市東船橋6-1-1	0474-22-2188	
	12H10	八街学園高	289-11	印旛郡八街町八街3625	0434-43-3221	
	12H11					
	12H12					
東京都 21校	13H01	東京学園高	153	目黒区下目黒6-12-25	03-711-6641	
	13H02					
	13H03	明治大学付属中野高	164	中野区東中野3-3-4	03-362-8704	
	13H04	駒場東邦高	154	世田谷区池尻4-5-1	03-466-8221	
	13H05	東京工業高	153	目黒区駒場1-35-32	03-467-2131	
	13H06	玉川学園高等部	194	町田市玉川学園6-1-1	0427-28-3503	
	13H07	都立山崎高	194-01	町田市山崎町字9号1453-1	0427-92-2891	

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
	13H08	学習院高等科	171	豊島区目白1-5-1	03-986-0221	
	13H09	麻布学園高	106	港区元麻布2-3-29	03-446-6541	
	13H10	獨 協 高	112	文京区関口3-8-1	03-943-3651	
	13H11	慶応義塾女子高	108	港区三田2-17-23	03-451-3618	
	13H12	武 蔵 野 高	114	北区西ヶ原4-56-20	03-910-0151	
	13H13	東海大学高輪台高	108	港区高輪2-2-16	03-441-8234	
	13H14	早稲田大学高等学院	177	練馬区上石神井3-31-1	03-928-4251	
	13H15					
	13H16	足立学園足立高	120	足立区千住旭町40-24	03-888-5331	
	13H17	淑 徳 高	174	板橋区前野町5-14-1	03-969-7411	
	13H18	都立 大 山 高	173	板橋区小茂根5-18-1	03-958-2121	
	13H19	昭和第一工業高	190	立川市栄町2-45-8	0425-36-1611	
	13H20	国際基督教大学高	184	小金井市東町1-1-1	0422-33-3401	
	13H21	都立 第 四 商 業 高	176	練馬区貫井3-45-19	03-990-4224	
	13H22	日体桜華女子高	189	東村山市富士見町2-5-1	0423-91-4133	
	13H23	明治学院東村山高	189	東村山市富士見町1-12-3	0423-91-2142	
	13H24					
	13H25					
神奈川県	14H01	横 浜 高	236	横浜市金沢区能見台通46-1	045-781-3396	
13校	14H02	相模女子大学高等部	228	相模原市文京2-1-1	0427-42-1442	
	14H03	県立 横 浜 緑ヶ丘高	231	横浜市中区本牧緑ヶ丘37	045-621-8641	
	14H04	浅 野 高	221	横浜市神奈川区子安台1-3-1	045-421-3281	
	14H05	三 浦 高	238	横須賀市衣笠栄町3-80	0468-52-0284	
	14H06	市立 横 須 賀 高	238	横須賀市森崎5-1-1	0468-36-0413	
	14H07	県立 東 金 沢 高	236	横浜市金沢区富岡東2-6-1	045-774-1188	
	14H08	県立 小 田 原 城 内 高	250	小田原市南町1-6-34	0465-23-3251	
	14H09	湘南高校通信制少年工科学校	238-03	横須賀市御幸浜2-1	0468-56-1291	
	14H10	平 和 学 園 高	253	茅ヶ崎市富士見町5-2	0467-87-0131	
	14H11	東海大学付属相模高	228	相模原市相南3-33-1	0427-42-1251	
	14H12	慶 応 義 塾 高	223	横浜市港北区日吉4-1-2	044-63-1111	
	14H13	横 浜 学 園 高	235	横浜市磯子区岡村2-4-1	045-751-6941	
	14H14					
	14H15					
山梨県	15H01	県立 甲 府 第 一 高	400	甲府市美味2-13-44	0552-53-3525	
3校	15H02	山 梨 英 和 高	400	甲府市愛宕町112	0552-52-6184	
	15H03	甲 府 湯 田 高	400	甲府市青沼3-10-1	0552-33-0127	
	15H04					
	15H05					
新潟県	16H01	県立 長 岡 工 業 高	940	長岡市幸町2-7-70	0258-35-1976	
2校	16H02	敬 和 学 園 高	950-31	新潟市大夫浜325	0252-59-2391	
	16H03					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
	17H04					
長野県 2校	17H01	県立篠ノ井高	388	長野市篠ノ井布施高田1161-2	0262-92-0066	
	17H02	県立諏訪清陵高	392	諏訪市清水1-10-1	0266-52-0201	
	17H03					
	17H04					
富山県	18H01					
	18H02					
石川県	19H01					
	19H02					
福井県 2校	20H01	県立丹南高	916	鯖江市熊田町10-7	0778-62-2112	
	20H02	県立金津高	919-06	坂井郡金津町南金津33	0776-73-1255	
	20H03					
	20H04					
静岡県 12校	21H01	県立修善寺工業高	410-24	田方郡修善寺町牧之郷892	0558-72-3322	
	21H02	静岡県富士見高	416	富士市平垣町1-1	0545-61-0250	
	21H03	県立静岡商業高	420	静岡市田町7丁目90	0542-55-6241	
	21H04	県立袋井高	437	袋井市愛野2446-1	05384-2-0191	
	21H05	県立浜松工業高	433	浜松市初生町1150	0534-36-1101	
	21H06	県立浜松商業高	432	浜松市文丘町4-11	0534-71-3351	
	21H07	信愛学園高	430	浜松市下池川町34-3	0534-71-5336	
	21H08	興誠高	430	浜松市高林1-17-2	0534-71-4136	
	21H09	県立浜松北高	432	浜松市広沢1丁目30-1	0534-54-5548	
	21H10	県立浜松湖東高	431-11	浜松市大人見町3600	0534-85-0215	
	21H11	県立三ヶ日高	431-14	引佐郡三ヶ日町釣78-1	05352-5-0103	
	21H12	県立天竜林業高	431-33	天竜市二俣町二俣601	05392-5-3139	
	22H13					
	22H14					
愛知県 8校	22H01	愛知高	464	名古屋市千種区光が丘2丁目11-41	052-721-1521	
	22H02	愛知工業大学名電	464	名古屋市千種区若水3-2-12	052-721-0311	
	22H03	愛西学園弥富高	498	海部郡弥富町大字稲吉字稲吉割41-7	05676-8-2233	
	22H04	愛知女子商業学園高	451	名古屋市西区新道1-23-15	052-571-2561	
	22H05	東海女子高	468	名古屋市天白区天白町平針黒岩	052-801-6222	
	22H06	東海高	461	名古屋市東区筒井1-2-35	052-936-5111	
	22H07	東邦高	465	名古屋市名東区平和が丘3-11	052-782-1171	
	22H08	金城学院高	461	名古屋市東区白壁4-64	052-931-6236	
	22H09					
	22H10					
三重県 2校	23H01	三重高	515	松阪市久保町梅村3	0598-29-2959	
	23H02	暁高	512	四日市市萱生町城山238	0593-37-2345	
	23H03					
	23H04					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
岐阜県	24H04					
	24H05					
滋賀県 10校	25H01	県立大津商業高	520	大津市御陵町2-1	0775-24-4284	
	25H02	県立大津高	520	大津市馬場1-1-1	0775-23-0386 0391	
	25H03	県立栗東高	520-30	栗太郡栗東町小野618	0775-53-3350	
	25H04	市立守山女子高	524	守山市勝部町962	0775-82-2019	
	25H05	県立甲南高	520-33	甲賀郡甲南町寺庄427	0748-86-4145	
	25H06	県立八幡商業高	523	近江八幡市宇津呂町10	0748-32-2072 2436	
	25H07	県立愛知高	529-13	愛知郡愛知川町愛知川102	0749-42-2150	
	25H08	県立伊吹高	521-02	坂田郡山東町朝日302	0749-55-2350	
	25H09	県立長浜商工高	526	長浜市地福寺町3-72	0749-62-3370	
	25H10	県立虎姫高	529-01	東浅井郡虎姫町宮部2410	0749-73-3055	
	25H11					
25H13						
京都府 6校	26H01	同志社高	606	京都市左京区岩倉大鷲町	075-781-7121	
	26H02	同志社女子高	602	京都市上京区今出川通寺町西入	075-251-4305	
	26H03	福知山商業高	620	福知山市宇堀	0773-22-6224	
	26H04					
	26H05	市立紫野高	603	京都市北区紫野大徳寺町22	075-491-0221	
	26H06	府立木津高	619-02	相楽郡木津町木津内山田	07747-2-0031	
	26H07	府立兔道高	611	宇治市五ヶ庄五雲峰4-1	0774-33-1691	
	26H08					
	26H09					
大阪府 15校	27H01	府立和泉工業高	594	和泉市富秋町33	0725-41-1250	
	27H02	大阪高	533	大阪市東淀川区相川2-18-51	06-340-3031	
	27H03	大阪工業大学高	535	大阪市旭区大宮5-16-1	06-952-3131	
	27H04	大阪女子商業高	545	大阪市阿倍野区天王寺町南2-8-19	06-719-2801	
	27H05	関西大倉高	567	茨木市室山2-14-1	0726-43-6321	
	27H06	市立岸和田産業高	596	岸和田市別所町541	0724-22-4861	
	27H07	府立久米田高	596	岸和田市額原町	0724-43-6651	
	27H08	此花学院高	544	大阪市生野区勝山南2-6-38	06-716-0003	
	27H09	帝塚山学院高	558	大阪市住吉区帝塚山中3-10-51	06-672-1151	
	27H10	浪速工業高	566	摂津市三島3-5-36	06-381-0220	
	27H11	府立西野田工業高	553	大阪市福島区大開2-17-62	06-461-0023	
	27H12	初芝高	591	堺市日置荘西町51	0722-85-0128	
	27H13	桃山学院高	545	大阪市阿倍野区昭和町3-1-64	06-621-1182	
	27H14	府立山本高	581	八尾市山本町北1-1-44	0729-99-0552	
	27H15	大阪星光学院高	543	大阪市天王寺区伶人町1-6	06-771-0737	
	27H17					
	27H18					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
兵庫 14校	28H01	滝川高	654	神戸市須磨区宝田町2-1-1	078-732-1625	
	28H02	須磨ノ浦女子高	654	神戸市須磨区行幸町2-7-3	078-731-6637	
	28H03	甲南高	659	芦屋市山手町31-3	0797-31-0551	
	28H04	市立琴丘高	670	姫路市今宿668	0792-92-4925	
	28H05	県立星陵高	655	神戸市垂水区星陵台4-3-2	078-707-6565	
	28H06	夙川学院高	662	西宮市神園町2-20	0798-74-5061	
	28H07	松蔭高	657	神戸市灘区青谷町3-4-47	078-861-1105	
	28H08	甲南女子高	658	神戸市東灘区森北町5-6-1	078-411-2531	
	28H09	神戸山手女子高	650	神戸市中央区諏訪山町6-1	078-341-0168	
	28H10	県立舞子高	655	神戸市垂水区学が丘3-2	078-783-5151	
	28H11	県立姫路東高	670	姫路市本町68-70	0792-85-1166	
	28H12	県立夢野台高	653	神戸市長田区房王寺町2-1-1	078-691-1546	
	28H13	須磨女子高	654	神戸市須磨区板宿町3-15-14	078-732-1698	
	28H14	滝川第二高	673-02	神戸市西区平野町下村字平瀬436-1	078-961-2381	
	28H15					
	28H16					
奈良 2校	29H01	県立奈良高	630	奈良市法蓮町836	0742-23-2855	
	29H02	天理高	632	天理市柚之内町1260	07436-3-1511	
	29H03					
	29H04					
和歌山 1校	30H01	県立貴志川高	640-04	那賀郡貴志川町長原400	0736-64-2500	
	30H02					
	30H03					
鳥取 5校	31H01	米子北高	683	米子市米原523	0859-22-9371	
	31H02	県立倉吉農業高	682	倉吉市大谷166	0858-28-1341	
	31H03	県立倉吉東高	682	倉吉市下田中町801	0858-22-5205	
	31H04	県立鳥取商業高	680	鳥取市湖山町北2-401	0857-28-0156	
	31H05	県立鳥取東高	680	鳥取市立川町5-210	0857-22-8495	
	31H06					
	31H07					
島根 4校	32H01	県立松江東高	690	松江市西川津町字宮尾510	0852-27-3700	
	32H02	県立松江農林高	690	松江市乃木福富町51	0852-21-6772	
	32H03	県立松江商業高	693	松江市上乃木町2776-2	0852-21-3261	
	32H04	市立松江女子高	690	松江市西尾町540-1	0852-39-0261	
	32H05					
岡山 2校	33H01	岡山理大付属高	700	岡山市理大町1-1	0862-52-3161	
	33H02	新見女子高	718	新見市新見2032-4	08677-2-0526	
	33H03					
	33H04					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
広島県 14校	34H01	広島県尾道高	722	尾道市栗原町1268-1	0848-23-3664	
	34H02	広大付属福山高	721	福山市春日町吉田	0849-41-8350	
	34H03	市立呉豊栄高	737	呉市阿賀中央5-13-56	0823-72-5577	
	34H04	県立呉宮原高	737	呉市宮原3-1-1	0823-21-9306	
	34H05	県立海田高	736	安芸郡海田町つくも町1-60	082-822-3030	
	34H06	県立加計高	731-35	山県郡加計町加計3780-1	08262-2-0488	
	34H07	広島山陽学園山陽高	733	広島市西区観音新町4-12-5	082-232-9156	
	34H08	修道高	730	広島市中区南千田西町8-1	082-241-8291	
	34H09	広島女子商業高	732	広島市南区南段原町11-5	082-261-8161	
	34H10	県立広島工業高	734	広島市南区出汐2-4-75	082-254-1421	
	34H11	広大付属高	734	広島市南区翠1-1-1	082-251-0191	
	34H12	県立広島皆実高	734	広島市南区出汐2-4-76	082-251-6441	
	34H13	県立可部高	731-02	広島市安佐北区可部3丁目15-26	08266-4-2032	
	34H14	山陽女子高	738	佐伯郡廿日市町佐方本町1-1	0829-32-2221	
	34H15					
	34H16					
山口県 6校	35H01	県立久賀高	742-23	大島郡久賀町4851-2	08207-2-0024	
	35H02	県立下関西高	751	下関市後田町4-10-1	0832-22-0892	
	35H03	聖光高	743	光市光井緑ヶ丘	0833-72-1187	
	35H04	県立田布施工業高	742-15	熊毛郡田布施町大字麻郷奥127	0820-52-2306	
	35H05	県立田布施農業高	742-15	熊毛郡田布施町大字波野195	0820-52-2157	
	35H06	県立西京高	753	山口市大字黒川字平木	0839-23-8508	
	35H07					
	35H08					
香川県	36H01					
	36H01					
徳島県 1校	37H01	県立徳島工業高	770	徳島市北矢三町2-1-1	0886-31-4185	
	37H02					
	37H03					
愛媛県	38H01					
	38H02					
高知県	39H01					
	39H02					
福岡県 2校	40H01	県立柏陵高	815	福岡市南区大字柏原4-47-1	092-566-3232	
	40H02	県立折尾高	807	北九州市八幡西区大膳2-23-1	093-691-3561	
	40H03					
	40H04					
佐賀県 1校	41H01	県立佐賀農芸高	840-02	佐賀郡大和町尼寺1698	0952-62-1331~2	
	41H02					
	41H03					

都道府県名	指定学校番号	学 校 名	〒	所 在 地	電話番号	備 考
長崎県 1校	42H01	県立大村工業高	856	大村市森園町1605	0957-52-3772	
	42H02					
	42H03					
熊本県 3校	43H01	県立第二高	862	熊本市東町3-8	096-368-4125	
	43H02	有明高	846	荒尾市増永字長浦2200	09686-3-0545	
	43H03	東海大学第二高	862	熊本市大江町渡鹿223	096-382-1146	
	43H04					
	43H05					
大分県 1校	44H01	別府女短大付属高	874-01	別府市亀川町大字野田78	0977-66-0224	
	44H02					
	44H03					
宮崎県	45H01					
	45H02					
鹿児島県 2校	46H01	鹿児島純心女子高	890	鹿児島市鴨池町1847	0992-54-4121	
	46H02	県立鹿児島工業高	890	鹿児島市草牟田2-57-1	0922-22-9205	
	47H03					
	47H04					
沖縄県 4校	47H01	県立豊見城南高	901-02	島尻郡豊見城村字翁長520	0988-50-1950	
	47H02	県立宜野湾高	901-22	宜野湾市字真志喜268	09889-7-1020	
	47H03	県立中部商業高	901-22	宜野湾市字我如古133	09889-8-4888	
	47H04	県立前原高	904-22	具志川市字田湯1827	09897-3-3249	

- 都道府県数 37校（内19都道府県 高体連に加盟 昭和61.3月現在）
- 学校数 209校
- 新規加盟校の指定学校番号は、各都道府県で付記し本連盟へ通知すること。

全国高等学校アーチェリー連盟 規 約

第 1 章 名 称

第1条 本連盟は全国高等学校アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）と称する

第 2 章 事 務 局

第2条 本連盟の事務局は会長指定の学校に置く。

第 3 章 目 的

第3条 本連盟は全国の高等学校におけるアーチェリー競技の健全な育成発展を図ることを目的とする。

第 4 章 事 業

第4条 本連盟は目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 全国高等学校選手権大会等の競技会の開催
2. 国際交流並びに海外派遣。
3. 全国高等学校におけるアーチェリー競技の競技力向上および指導者講習会の開催。
4. アーチェリー競技に関する調査および研究。
5. その他目的達成に必要な事業。

第 5 章 組 織

第5条 1. 本連盟は各都道府県高等学校体育連盟アーチェリー専門部および、それに準ずるものをもって組織する。(ただし当分の間、未組織の各都道府県においては、高等学校アーチェリー部の加盟も認める。)

2. 本連盟は各種委員会を置く。

第 6 章 役 員

第6条 本連盟はつぎの役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 6. 理 事 | 18名+若干名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 7. 事務局長 | 1 名 |
| 3. 顧 問 | 若干名 | 8. 評議員 | 各都道府県より 1 名 |
| 4. 理事長 | 1 名 | 9. 監 事 | 2 名 |
| 5. 副理事長 | 若干名 | | |

- 第 7 条 1. 会長、副会長は評議委員会において推薦する。
2. 理事長・副理事長・事務局長並びに監事は理事の互選において選出し、会長が委嘱する。
3. 理事は各ブロックから選出された 2 名並びに若干名の会長推薦者をもってこれに当てる。
4. 評議員は各都道府県より 1 名選出する。

- 第 8 条 役員職務はつぎのとおりとする。
1. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は理事会を招集し、理事会を運営する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
5. 理事は本連盟の運営に関し、評議員会の決議にもとずき会務を処理するとともに会長の諮問に応ずる。
6. 事務局長は理事会の決議にもとずき会務を執行する。
7. 評議員は評議員会において議決権をもつ。
8. 監事は本連盟の会計を監査する。

- 第 9 条 役員および監事の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

第 7 章 会 議

- 第 10 条 会議はつぎのとおりとする。
1. 評議員会は本連盟の決議機関であり、会長これを招集する。定期評議員会は年 1 回招集しつぎの事項を審議決定する。
- | | |
|-----------------|------------------|
| ア. 事業報告ならびに計画案。 | エ. 規約等の変更。 |
| イ. 決算ならびに予算案審議。 | オ. その他重要と思われる事項。 |
| ウ. 役員を選出。 | |

2. 理事会は必要に応じて理事長が招集し、委嘱された事項ならびに緊急であつて評議員会に因る暇のない事項について審議執行する。

3. 常務役員は、会長・副会長・理事長・副理事長・各委員長並びに事務局長で構成し、必要に応じて会長が招集し、理事会で審議する事項並びに本連盟運営に関する細部について審議執行する。

第 8 章 委 員 会

第11条 本連盟の事業の遂行のため、各種の委員会を設けることができる。

1. 専門委員会の名称、目的および委員は理事会が定める。
2. 専門委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をおくことができる。
3. 専門委員会の規程は別にこれを定める。

第 9 章 会 計

第12条 本連盟の経費は次の収入をもって当てる。

1. 加盟校の分担金1校につき1,000円。
2. 選手登録金1名につき100円。
3. 各種の補助金および寄付金。
4. その他の収入。

第 10 章 附 則

第13条 規約にもとづく細則は理事会において決定施行する。

第14条 本規約は昭和56年8月1日より施行する。

昭和59年8月4日一部改正

昭和60年8月10日一部改正

総務委員会 規 程

第1条 全国高等学校アーチェリー連盟規約第11条にもとずき総務委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

1. 全国高等学校アーチェリー連盟規約第4条の事業に必要な資金を調達すること。
2. 優秀選手の表彰に関すること。
3. 関係功労者の表彰に関すること。
4. 規約改正に関すること。
5. 機関誌の発行に関すること。
6. その他会長が指定する事項を処理すること。

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

1. 評議員会において推薦された若干名の委員。
2. 会長が理事の中から指名する若干名の委員。

第4条 委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

第5条 委員長ならびに副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第8条 委員の任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は昭和58年8月1日から施行する。

昭和60年8月10日一部改正。

競技委員会 規 程

第1条 全国高等学校アーチェリー連盟規約第11条にもとずき競技委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

1. 競技会開催に関する根本方針を確立すること。
2. 全国高等学校アーチェリー選手権大会および選抜大会の実施方法その他重要事項を審議すること。
3. 本連盟関係の競技会開催の調整をはかること。
4. 各競技の記録の整理保存をすること。
5. 審判員の資格修得および更新に関すること。
6. その他競技に必要な事項。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

1. 評議員会において推薦された若干名の委員。
2. 会長が理事の中から指名する若干名の委員。

第4条 委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

第8条 委員の任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は昭和58年8月1日から施行する。

昭和60年8月10日一部改正

強化委員会 規 程

第1条 全国高等学校アーチェリー連盟規約第11条にもとずき強化委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

1. 強化ならびに普及活動に関する計画立案と、その推進および指導に関すること。
2. 国際競技等に代表選手を派遣すること。
3. 指導者の養成および活動に関すること。
4. 強化・普及に必要な各種調査研究に関すること。
5. その他、強化・普及に必要な事業。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

1. 評議員会において推薦された若干名の委員。
2. 会長が理事の中から指名する若干名の委員。

第4条 委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

第5条 委員長および副委員長は、委員の互選とし会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

第7条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第8条 委員の任期は2ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会にはかり、評議員会の承認を受ける。

第10条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

附則

この規程は昭和58年8月1日から施行する。

表 彰 規 程

- 第1条 全国高等学校アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）は全国高等学校アーチェリーの振興を目的として本規程にもとずき年1回の表彰を行う。
- 第2条 本連盟の表彰は表彰委員会によって決定される。表彰委員は本連盟の評議員ならびに理事以って充てる。
- 第3条 本連盟は、下記の各項のうちいずれかの項に該当するものについては委員会の審議によりこれを表彰する。
1. 新記録を達成した者。
 2. 3年連続優勝した者。
 3. 高等学校アーチェリーに功労のあった者。
 4. 上記以外で本委員会において相当と認めた者。
- 第4条 本連盟の表彰は表彰並びに副賞を授与する。
- 第5条 本規程の条項は表彰委員会の出席者の3分の2以上の同意を得てこれを改正することができる。

学校加盟・個人登録規程

- 第1条 全日本アーチェリー連盟（以下「全ア連」という。）規約第4章第4条第10項にもとづき、全国高等学校アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）規約第5章第5条第1項により加盟（学校）・登録（構成員）規程をこれに定める。
- 第2条 本連盟の加盟・登録者は、この規程の定めるところにより、その加盟学校および登録構成者が各都道府県高体連アーチェリー専門部（以下「各県ア専門部」という。）または、各都道府県教協会に加盟登録された高等学校および生徒でなければならない。
- 第3条 1) 加盟・登録を申請しようとするものは、本連盟所定の書式により学校別に記載し、各県ア専門部へ別に定める加盟負担金および登録料を添えて申請するものとする。ただし、全日制と定時制はそれぞれ別個に加盟・登録をするものとする。
2) 各県ア専門部は、これを一括取りまとめて学校登録は直接本連盟へ申請、個人登録については各都道府県ア協会（連盟）を通じ全ア連に申請し、登録証を受け取りこれを配布する。ただし、各県ア専門部未設置県においては、各都道府県ア協会（連盟）がこれを代行し本連盟へ申請する。
- 第4条 加盟・登録の有効期限は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第5条 登録者に追加あるいは変更のある場合は、遅滞なく各県ア専門部または各都道府県協会へ届出なければならない。
- 第6条 毎年6月1日以降の登録者追加あるいは変更の届出は、各県ア専門部または各都道府県協会がこれを受理承認し、本連盟へ申請した日より30日を経過した日からその効力発生する。
- 第7条 各県ア専門部または各都道府県協会の主催あるいは共催する大会・予選会および選抜選手選考会等（競技会という）の参加は、本連盟加盟・登録者でなければならない。
- 第8条 加盟・登録に虚い偽の申請をしたとき、その他、本規程に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると、本連盟・各県ア専門部または各都道府県協会が認めないときは、加盟・登録を拒み、または取り消し、あるいは一定機関競技会の参加ならびに出場を停止することがある。

- 第9条 大会参加ならびに出場については、本規程のほか各大会参加要項（国体を含む）併用して適用する。
- 第10条 全国高等学校アーチェリー連盟規約第9章第12条の定めにより、本連盟加盟負担金および登録金の納入については以下のとおりとする。
- 第11条 本連盟に加盟申請する各高等学校は、年間金1,000円の加盟校負担金を納入するものとする。
- 第12条 本連盟に登録申請するものは年間1人金500円（各県ア協会100円全ア連300円本連盟100円）の登録金に登録人数を乗じた金額を算出し、集計表に記入ののち各県ア専門部または各都道府県ア協会に申請書とともに納入するものとする。
- 第13条 各県ア専門部および各都道府県ア協会にあっては、管下、加盟高等学校または個人会員を一括取りまとめ、申請書とともに上記第10、11条に定められた金額の全てを、本連盟あてに送付・納入（銀行振り込み）するものとする。
- 本規則は昭和57年4月1日より施行する。

昭和60年4月1日一部改正

振込先

〈学校加盟金〉 住友銀行渋谷支店 普通預金 口座番号6860

全高連ア専門部 雨宮健次郎

〈個人登録金〉 富士銀行渋谷支店 普通預金 口座番号79992

全日本アーチェリー連盟

高校公認記録規程

- 第1条 全日本アーチェリー連盟（以下「全ア連」という。）規約第11章第136～143条にもとづき、全国高等学校アーチェリー連盟（以下「本連盟」という。）規約第8章第11条第3項により競技記録公認規定をこれにより定める。
- 第2条 本連盟の加盟・登録者が、この規定の定めるところにより、その加盟学校および登録構成員が、以下にかかげる諸条項のもとに行われた競技会において作られた記録に限り公認申請することができる。
- 第3条 日本高校記録は、全ア連競技規則第137条の外、次の条件を満たすこと。
- 1) 当該年の4月1日現在18歳未満の高校生の記録であること。ただし、定時制生徒は19歳未満とする。
 - 2) (1)全ア連が公認した競技会における記録。
 - (2)各都道府県単位または地域高校競技会の記録。

ただし、印刷したプログラムがあり、競技委員長・射場長・審判長は公認審判員であること。
 - (3)ハーフラウンド及びハーフラウンド団体の記録は、ハーフラウンドの競技会の記録であること。
- 第4条 前条にかかげる競技会には、次に定める諸条件が具備されていなければならない。
- 1) 各都道府県高体連に学校加盟し、本連盟に加盟・登録していること。
 - 2) インター・ハイ本大会に準じた、相互得点記録方法であること。
 - 3) 使用標的紙は、本連盟推薦品であること。
- (注) 団体記録においては、国体、ミニ国体、同各都道府県予選会のチーム編成が結果として同一学校、同一課程の編成になっても記録の公認はしない。
- 第5条 個人の距離別の記録公認については、第3条に規定された競技会において樹立されたものを申請することができる。
- 第6条 前条に定める競技会の記録公認申請は、競技の日より原則として1カ月以内に主催または主管団体長が前条の確認をなし、全ア連所定の記録承認申請書(連盟様式-6)に必要事項を記載し、全ア連事務局に提出するものとする。
- 第7条 全ア連理事会で審査の結果、新記録として承認されたときは、その旨を本連盟に

においても発表し、高等学校記録証を交付する。

第8条 毎年12月10日付をもって、各都道府県高体連ア専門部または各都道府県ア協会は第3条に定めた競技会に於て当該都道府県の高等学校最高記録を保管し、その写しを毎年11月末日までに本連盟事務局まで送付しなければならない。

第9条 本規定は、本連盟理事会において改廃する。

第10条 本規定は昭和57年5月9日より施行する。

昭和60年4月1日一部改正

申請書送付先

〒150 東京都渋谷区神南1-1-1

岸記念体育会館内 全日本アーチェリー連盟 宛

記録承認申請書 (様式-3)

下記競技会において、日本記録、日本国際記録、日本高校記録がつくられたので承認してください。

昭和 年 月 日

主催者名 :

主管団体名 :

会 長 名 : 印

全日本アーチェリー連盟会長 殿

競技会名					
開催期日					
会 場					
競技者名	登録番号		氏 名		
記録作成	種 目		記 録		点
確 認 者	射 場 長		印	記録員	印
添付書類	1. 競技記録確認書 2. 新記録をつくった競技者の得点カードの写し				
備 考	この申請書は、新記録がつくられり種目につき、1枚を提出すること (1度に2種目以上でた場合は別々に記入する。)				

記録承認書

上記の記録を 日本記録 日本国際記録 日本高校記録 として公認します。

昭和 年 月 日

全日本アーチェリー連盟会長 印

大会実施要項に記載すべき内容（各都道府県内大会）

1. 大会名……ア. 昭和〇〇年度、第〇〇回
イ. 兼務 大会名（第1次予選、第2次予選、最終予選）
2. 期 日……ア. 昭和〇〇年〇月〇〇日（ ）～〇月〇〇日（ ）
イ. 昭和〇〇年〇月〇〇日（ ）開始 時 分～
3. 場 所……ア. 〇〇高等学校グラウンド、〇〇市〇〇競技場
(TEL — —)
4. 主 催……ア. 〇〇県教育委員会、〇〇市教育委員会
イ. 〇〇県高等学校体育連盟
5. 主 管……ア. 〇〇県高等学校体育連盟アーチェリー専門部
イ. 〇〇県高等学校アーチェリー連盟
6. 日 程……ア. 開会式、競技開始、競技終了、表彰式
(時 間)
7. 参加資格……1) 全国高等学校アーチェリー連盟ならびに都道府県アーチェリー協会に会員登録する高等学校の生徒であること。
2) 学校長の出場許可があり、当該高等学校教員が引率してくること。
3) 年齢は、4月2日を起算日とし19才未満のものとする。
4) チーム編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
8. 参加制限……1) 参加制限内容の明示
2)
3) 参加申込み後のメンバー変更は認めない。
9. 競技規定……昭和〇〇年度、全日本アーチェリー連盟「標的競技規則」および大会運営規定を適応する。
 - 1) 競技種目
 - a. FITA〇〇〇〇ラウンド競技とし、学校対抗・個人戦を実施する。
 - b. 学校対抗（団体の部）は、各校上位3名の得点を合計し成績決定する。
 - c. 学校対抗の部に出場する選手の得点は、個人の部の成績を兼ねる。
 - 2) 競技方法
 - a. 各距離とも1標的1名で、A・B・Cの立制で実施する。

b. 試射は、ABC、ABCの3射×12回の6射以内を最長距離で実施する。

c. 行射はABC/CAB/BCAの順で、3射毎に得点記録・矢取りを繰り返す。

3) 得点記録方法

得点記録は、同一標的を使用する全選手で行う。ただし、的中得点の自己申告ならびに自己記入は、全て失格矢の取扱いとし得点を認めない。

a. 的中する矢の得点判読と記入は、その矢を所有する競技者以外の者が全てを呼称し、同標的を使用する他の競技者がシートに記録を記入する。

b. 同標的を使用する全競技者が、相互に的中得点の呼称とシート記入の確認者となって、得点記録を実施する。

c. 得点判読・誤記入等で疑義がある場合には、審判員の判断とする。

10. 服装規定…… 開・閉会式および競技中の服装は、全国高等学校アーチェリー連盟が制定する服装規定の範囲とする。

11. 表彰

12. 参加費用

13. 連絡事項

競技委員会規定：（87.2.11.）

[プログラム作成の基準]

NO 1

目 的

本連盟に加盟する各都道府県高等学校の生徒を対象とする、アーチェリー競技会プログラムの規格を統一し、相互の啓発と資質向上をもって、組織の充実強化と地域編成を推し進め、あわせて全国高等学校体育連盟への正式加盟を目標に、昭和62年度より各都道府県の実施推進を図るため基準を定める。

◆作成基準は次のとおりとする。

1. 内 容

県内における高等学校アーチェリー競技会に相応しい掲載内容とする。

（広告は努めて掲載しないことが望ましい。）

2. 規 格 等

ア) 規 格 B-5判サイズ, 紙質: 中質紙

イ) 様 式 横書き(縦左とじ: 右山折り返し)

ウ) 書 式 手書き・タイプ印刷等

◆掲載の内容等は次のとおりとする。

① [おもて 表 紙]

1) 大 会 名

2) 期 日

3) 会 場 名

4) 主 催

5) 主 管

6) 参 加 校 数

7) 大 会 役 員

8) 競 技 役 員

② [表 紙 み か え し] = (表 紙 裏)

1) 競 技 日 程

2) 式 典 次 第

3) 参加校顧問名・出場選手数一覧表(男女別)

③ [掲 載 内 容 等 の 順]

1) 栄光のあゆみ(過去の成績) P . 1

2) 大会記録・県高校記録

3) 競 技 規 定 P . 2

ア. 競技種目

イ. 競技方法

ウ. 得点記録の方法

4) 立順組合せ一覧表(男女別) P . 3 ~

5) 成 績 表 P . 最終頁

(作成にあたっては、以下を参照のこと。)

昭和 年度
○○県高等学校□□アーチェリー競技会
(兼・全国高等学校選手権◇◇予選会)

○○・・・都道府県名
□□・・・春季・秋季・県民
◇◇・・・1次・2次・最終

期 日 昭和○○年○月○○日()～○月○○日()
会 場 名 ○○高等学校グラウンド(○○市民アーチェリー射場)
主 催 ○○県教育委員会 ○○県高等学校体育連盟
後 援 上部団体(県教委・県高体連の指導に従うこと)
主 管 ○○県高等学校体育連盟アーチェリー専門部
(○○県高等学校アーチェリー連盟)
参 加 校 数 男 子 ○○ 校 ○○○ 名
女 子 ○○ 校 ○○○ 名

大会役員

大会 会長 長
大会 副会長 長
顧問 顧問
大会 委員長 長
大会 委員 員

競技役員

大会 委員長 (専門部長)
競技 副委員長 (専門部副部长)
総 務
式典 表彰
審判 長
審判 員
射場 長
計時 係
計測 係
会場 係
本部 記録係
部記 録係
記 録係
広 報係
救 護係

(本連盟へ競技会記録を報告する責任者)

② [表紙みかえし]

NO 3

競技日程 ○月○○日()

開 会 式 ○○時○○分～

競技開始 ○○時○○分～ (学校対抗) (個人戦)

競技終了 ○○時○○分

閉 会 式 ○○時○○分～

式典次第

<p>[開 会 式]</p> <p>選手集合・整列</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 宣 言 2. 優 勝 杯 返 還 3. 大会会長挨拶 4. 審判長注意 5. 選 手 宣 誓 6. 閉 式 通 告 <p>選手退場・解散</p>	<p>[閉 会 式]</p> <p>選手集合・整列</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 式 通 告 2. 成 績 発 表 3. 表 彰 4. 審判長講評 5. 大会会長挨拶 6. 閉 式 通 告 <p>選手退場・解散</p>
--	--

参加校の顧問名・出場選手数一覧表 (男・女別計)・・・参考様式

学 校 名	男 子		女 子		合 計	顧 問 名
	団 体	個 人	団 体	個 人		

過去の成績：（年度・回数別に）参考様式

NO 4

男女別 団体 優勝校名・記録 [得点合計（上位3人の得点内訳）]
 // 個人 優勝者名・記録 [得点合計（50m・30m の得点内訳）]

年	回	性	団 体	個 人
**	1	男	〇 〇 高 1930(660,640,630)	〇〇〇〇(** 高) 650(610,640)
		女	◇ ◇ 商 高 1870(630,630,610)	◇◇◇◇(++ 高) 640(610,630)
++	2	男		
		女		
++	3	男		
		女		

大会記録

[団体男子]
 〇 〇 高 1930 { 〇〇 〇〇 660 (320.340)
 (第〇〇回大会) { □□ □□ 640 (310.330)
 { △△ △△ 630 (315.315)

[団体女子]
 ◇ ◇ 高 1870 { 〇〇 〇〇 630 (310.320)
 (第〇〇回大会) { □□ □□ 630 (310.320)
 { △△ △△ 610 (300.310)

[個人男子]
 〇 〇 〇 〇 (◇◇高) 670 (325, 345)
 (第〇〇回大会)

[個人女子]
 △ △ △ △ (□□高) 645 (310, 335)
 (第〇〇回大会)

県高校記録

[団体男子]
 〇 〇 高 1935 { 〇〇 〇〇 660 (320.340)
 (第〇〇回大会) { □□ □□ 645 (315.330)
 { △△ △△ 630 (315.315)

[団体女子]
 ◇ ◇ 高 1880 { 〇〇 〇〇 630 (310.320)
 (第〇〇回大会) { □□ □□ 635 (310.325)
 { △△ △△ 615 (305.310)

[個人男子]
 〇 〇 〇 〇 (◇◇高) 680 (330, 350)
 (第〇〇回大会)

[個人女子]
 △ △ △ △ (□□高) 660 (320, 340)
 (第〇〇回大会)

昭和〇〇年度、全日本アーチェリー連盟「標的競技規則」および大会運営規定を適用する。

1. 競技種目

- 1) FITA ハーフ・ラウンド競技とし、学校対抗・個人の部を実施する。
- 2) 学校対抗(団体)の部は、各校上位3名の得点を合計し成績決定をする。
- 3) 学校対抗の部に出場する選手の得点は、個人の部の成績を兼ねる。

2. 競技方法

- 1) 各距離とも1標的1名で、A・B・Cの3立制で実施する。
- 2) 試射は、ABC・ABCの3射×2回の6射以内を最長距離で実施する。
- 3) 行射の順序は、各距離ともABC矢取り, CAB矢取り, BCA矢取りの順とし、3射毎に得点記録, 矢取りを繰り返す。
- 4) 立ち遅れ, 立ち残りは指導警告とし、度重なる警告は失格処置とする。

3. 記録方法

得点記録は、同一標的を使用する全選手で行う。ただし、的中得点の自己申告ならびに自己記入は、全て失格矢の取扱としこの得点を認めない。

* 大会実施時の要領(参考表記)

- ① 的中する矢の得点判読と記録の記入は、その矢を所有する競技者以外の者が全てを呼称(判読)し、同標的を使用する他の競技者が高得点から順に、スコアシートに記録を記入する。
(例: ゼッケンAの選手は、ゼッケンBの選手をの的中矢の得点を判読し、ゼッケンBの選手は、ゼッケンAの選手の的中矢の得点を判読する。記録の記入は、ゼッケンCの選手が行う。)
- ② 同標的を使用する全競技者が、相互に的中得点の呼称とスコアシートの確認者となって、得点記録を実施する。
- ③ 標的の的中孔×印は、使用する選手側で記入を実施すること。

4. 服装規定

開・閉会式および競技会ともに、全国高等学校アーチェリー連盟が制定する服装規定の範囲内とする。

校名	ピッケン NO	選手名	学年	得点		個人		団体合計 (順位)
				50m	30m	合計	位	
○○○高校	1-A							—(順位)—
	2-A							
	3-A							
	4-A							
△△△高校	1-B							—(順位)—
	2-B							
	3-B							
	4-B							
△△△高校	1-C							(順位)
	2-C							
	3-C							
	4-C							

その他事項

- 1) 既に加盟する各都道府県高体連が、プログラムの作成を規定する場合には、当該の規定を優先し、上部団体の指示事項に従うものとする。ただし、上記に記載する項目・内容等を順不同であっても網羅すること。
- 2) 未だプログラム作成基準を定めないその他の都道府県に於ては、上記に記載する内容・項目順にプログラムを編集製作すること。

注意事項

- 1) 大会の主催・後援等の共催申請は、早目に関係機関・団体に申請し、編集製作時には文書回答による名義共催等の了解を得ておくこと。
- 2) 大会役員・競技役員の委嘱状は早目に作成し、各役員の所属する勤務先の直属上司宛に発送すること。（少なくとも2週間前には手元に届くこと。）

成績表

第〇〇回 高等学校〇〇アーチェリー競技会

成績表

78.
於：〇〇高校

[団体男子]

順位	学校名	得点	得点内訳		
			選手名	50m	30m
1					
2					
3					

[個人男子]

順位	選手名	学年	学校名	得点内訳		
				50 m	30 m	TOTAL
1						
2						
3						

[団体女子]

順位	学校名	得点	得点内訳		
			選手名	50m	30m
1					
2					
3					

[個人女子]

順位	選手名	学年	学校名	得点内訳		
				50 m	30 m	TOTAL
1						
2						
3						

服装規定および解釈について

競技部 競技委員会 細則

昭和62年2月11日改定

[服装等に関する規定]

1. 選手およびマネージャーのユニホームは単一のもので統一されていること。

2. 競技用服装

ア) 上 衣 学校名または学校をあらわすマークおよび所属の都道府県名を明記すること。

イ) 下 衣 白スラックスまたは白スカートとする。これら製品の全体（部分的な・デザインを含む）が白色の範囲内で、競技用スポーツの機能に適合するフォーマルなスラックスまたはスカートとする。

（下記に示す部分の異色装飾。および、商品（製品）名については、その使用を一切認めない。）

[部分的な装飾]

a, ライン・ステッチ・ポケット部分の縁取り等。

b, ベルトレス部分の白色以外のライン・テープ等。

[白ジーパン・綿パン]

ウ) 帽子等 帽子・ヘアバンド・はち巻きは、白地のものとする。

エ) 靴 靴は、アップシューズ型の運動シューズとする。

[ユニホーム] についての解釈

：頭の前から足元までの全ての装着品をいう。したがって、帽子・上衣・下衣・靴下・靴の全てがチーム内で統一されていると解釈する。

[運 用]

*現 在……帽子・上衣・下衣のみ上記の規定内の取扱い。

*1988年……帽子・上衣・下衣・靴下・靴にいたる、全ての装着品が完全にチーム内で統一されている状態を実施する。

[服装検査] 時の現行解釈と取扱基準の範囲

1. 帽子等 : 色……………白色または白色系統を基調にしたもの。

型……………野球帽、テラピンチ、チュウリップハット。

(サンバイザー・ヘアバンド・ハチ巻き等 …………… 使用可)

装飾……………教育活動に相応しい範囲のもの。

(全体または一部に縁取り・デザインテープ …………… 使用可)

[使用不可]

1) 教育活動の場や機能として相応しくないもの。

2) 誇大な商標、商品名、メーカー等の宣伝に資するもの。

2. 上 衣 : 色……………同一の色彩・色調で統一されたもの。

(経年による自然脱色変化 …………… 使用可)

型……………同一の形態で統一されたもの。

(半袖・長袖を問わず、使用時は一方に統一のこと。)

(半袖時の長いアンダーウェア …………… 使用可)

素材……………同一の使用素材で統一されたもの。

表示……………都道府県名、学校名または校章を統一表示のこと。

(名称は邦字・ローマ字のいずれかで表記のこと)

[使用不可]

1) 教育活動の場に相応しくないもの。

2) 校章以外のマーク。(例：マスコットマーク・アプリケ等)

3) 誇大な商標、ワンポイントマーク等。(基準：3cm²程度以内)

4) デザイン・名称表示(県名・校名・マーク)の不均質な差異。

3. 下 衣 : 色……………純白～白色の範囲内であること。

(使用頻度による耐用変化の範囲 …………… 使用可)

(織布自体のアイボリー・クリーム色 …………… 不許可)

内容……………スラックスまたはスカートで統一されること。

(フォーマルなスポーツ・スラックスのみ …………… 使用可)

型……………形態的な統一と、競技スポーツ全般に使用可能のもの。

(同一メーカーの同素材・同デザインのみ …………… 使用可)

装飾……全体または一部のアクセント・ポイントとしての飾り等(ベルトレス・ステッチ・ポケット縁取り)であっても純白～白色の範囲内であること。

[使用不可]

- 1) 教育活動の場に相応しくないもの。
(例：遊び着・タウン着・私服に類するもの)
 - 2) 誇大な商標、ワンポイントマーク。(基準：3 cm²程度以上)
 - 3) 同一メーカーの同品番であっても、購入年度差による全体的な形態的・デザインの差異。または、チーム内のメーカー間差異。
(チーム内の統一とはみなさない。)
 - 4) 純白～白色の範囲以外のベルトレス・ステッチ・ポケット縁取り等の装飾および装飾アクセント類に属するもの。
 - 5) 素材、織布自体のアイボリー・クリーム色類の色調。
 - 6) 綿パン・ジーパン・キュロットスカートまたはレジャー着等。
4. 靴下 : 半・長ソックスも白色で統一のスポーツソックスであること。
(最小限のライン・ワンポイントマーク …………… 使用可)
5. 靴 : 内容……スポーツシューズ (布または皮革製のゴム底)
型……アップシューズ型 (紐等で幾重にも締上げ可能なもの)

[使用不可]

- 1) カジュアル、ダンス・半バス・タウン・編みあげ型等のレジャー
またはタウンシューズ類に属するもの。
6. その他 (防水・防寒衣類)
: 防寒・防水については、現行は規定せず。

[規定の適応と指導遵守]

各都道府県大会時に於も、上記の服装に関する規定の認識と適応・遵守を各選手に義務付ける顧問には、地域大会および全国大会時の府県間格差の解消に努め、各都道府県毎に永続的な指導を図ること。

上記の規定範囲外の運用は、教育活動の一環と全体の流れに照らした判断指導処置を、各都道府県の競技会実施責任者の裁定に委ねる。

物資斡旋について

総務部連絡事項

* 「推薦物資一括斡旋」ならびに「一括購入申込み」の方式を、本年度より下記の通り一部改正いたしましたので連絡します。

申込方法

各学校

⇒

美津濃

直接に

申込書送付

1. 申込注文は随時受け付け、注文後から2週間以内（パンフレット記載品）に美津濃から学校申込責任者宛に直送。（別注は受注後約1ヶ月を要す）
2. 申し込み先

〒533 大阪市福島区鷺州3丁目6-29

美津濃株式会社 大阪本社営業センター

第1事業部 川西雄二 or 山田典章

(☎ 06-454-5115)

支払方法

各顧問

⇒

高ア連

銀行口座に

振込送金

1. 支払いは、物品受領より30日以内に下記へ振り込み送金のこと。
（相互に発展振興の精神で、信頼・協力方を念じます。）
2. 振り込送金先

[銀行名] 東海銀行覚王山支店 (264) [普通預金] № 710-623

[口座名] 全国高校アーチェリー [代表者名] 田中康彦

あ と が き

全国高校アーチェリー会報才1号を発行するにあたり、もつと盛沢山の内容を考えておりましたが、結果的には充分なものが出来ませんでした。しかし各顧問の先生方がこの会報をアーチェリー一部発展の為に利用して下さいれば幸いです。

又、各先生方でお気付の点がありましたらお知らせ下さい。今後より一層充実したものにしていきたいと思います。

発行日 昭和62年4月30日

発行所 全国高等学校アーチェリー連盟

事務局 〒153 東京都目黒区駒場1-35-32

東京工業高等学校内(TEL03-467-2131)

印刷所 シバタプロセス印刷

〒526 長浜市新庄中町296-5

TEL (0749) 62-6860

MIZUNO
THE WORLD OF SPORTS



確実なグリップを生む本格派。

〈ランバード〉アーチェリーシューズ
36KA-8250 ¥10,000

- 甲/人工皮革(クラリーノエフ) ●底/VCRラバーソール
- 製法/セメント式 ●サイズ/22.0~28.0

芝のグラウンドでもグリップ性、ストップ性を発揮するVCR配合ラバーソールを採用。
アッパーにはソフトで足あたりが良く、耐久性・耐水性にすぐれた人工皮革(クラリーノエフ)を採用。

ミズノ製品についてのお問い合わせ・ご相談は「ミズノお客さま商品相談センターMUSIC」●東京TEL.(03)233-7110 ●大阪TEL.(06)454-5001

RunBird
ATHLETIC FOOTWEAR

